

制度についての質問（Q&A）

Q. 補助金の交付申請から交付決定までの流れはどうなっていますか？

A. 申請を受付した後に審査を行い、補助対象者が決定されます。この決定の内容については、郵送等にてご本人に通知いたします。その後、市に対して補助金交付のご請求をいただきますと、補助金の交付が実施されます。

Q. 市内に複数の事業所等を新たに開設している場合、全ての事業所等を補助の対象にできますか？

A. 複数の事業所等を開設している場合は、主に業務をおこなっている事業所等 1 か所のみを対象とします。

Q. すでに事業を営んでいる方が、他の事業（業種）を市内で開始する場合は、補助の対象にできますか？

A. 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始するか、新たに会社を設立し、事業を開始する場合に限り、補助の対象としておりますので、今回は対象外となります。

Q. 補助対象者となった場合、補助金を前払いしてもらうことはできますか？

A. 実績に対して補助金の交付を行いますので、あらかじめ交付することはできません。

Q. 当初申請した内容に変更が生じた場合、どうすれば良いですか？

A. 変更承認申請書を提出いただき、変更内容を確認いたします。
当初申請した事業の内容が変更となった場合は、補助対象額も変わる可能性がありますので注意してください。

お問い合わせは・・・

深谷市役所 産業振興部 商工振興課 商工振興係

住所 深谷市仲町11-1（深谷市役所本庁舎2階23番窓口）

電話 048-577-3409（直通）

FAX 048-578-7614

メール shoukou@city.fukaya.saitama.jp

起業家支援事業のご案内

～あなたの起業・創業を応援します～



深谷市 商工振興課

R5.4

起業家支援事業補助金交付制度について

起業家支援事業補助金交付制度は、市内産業の振興と活性化を図るため、市内で新たに起業した方に対して、その起業に要する経費の一部を補助する制度です。

新たに事業を始められた方は、ぜひこの制度をご活用ください。

どんな経費が補助されるの？

補助対象経費区分	内 訳	補 助 率	補助限度額
事業所等開設経費または、広告宣伝費	・事業所等の開設に係る設備・備品購入費 ・設備設置費等の経費 ・事業開始時における紙または電子媒体による広告費 ・チラシ製作、配布に要する経費 上記経費のうち消費税は対象としない。領収書等に消費税額の明記がないものについては、消費税相当額を減額するものとする。	2分の1以内	20万円

※ただし、国や県、他の団体等から起業に関連する補助金の交付を受けた場合は、補助対象経費から除きます。

補助を受けられるのは、どんな人？

市内で新たに事業を開始し、申請時に事業を開始してから6か月を経過しない方で、次の要件を全て満たす方。

1. 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。（法人の場合は、代表者が市内居住者であること。）
2. 市内に事業所等（事務所・店舗・工場等）を設置し、または設置しようとしていること。
3. 市税を滞納していないこと。
4. 許認可等を必要とする業種の起業にあっては、既に当該許認可等を受けていること。
5. 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種）のうち、市長が補助対象事業として適当と認めている業種を営んでいること。
6. 事業を開始するにあたり、深谷商工会議所又はふかや市商工会による推薦を受けていること。
7. 深谷市地域通貨ネギー取扱店であること又は取扱店としての登録を申し込み済みであること。
8. フランチャイザーが直接経営するフランチャイズチェーン店または既に事業を営んでいる者による事業の拡張でないこと。

どのように申請をすればいいの？

補助金の交付を希望される方は、まず市内商工団体（商工会議所・商工会）にご相談ください。

申請に必要な書類

1. 起業家支援事業補助金交付申請書
2. 住民票の写し（本人分、本籍・続柄省略）（法人の場合は代表者のもの）、
3. 登記事項証明書の写し
4. 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業の場合に限る）
5. 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る）
6. 市税に滞納がないことの証明書（法人の場合は代表者のもの）
7. 事業所等の開設に係る経費の支払いを証明する書類（内訳明細書・領収書）の写し
8. 起業家支援事業対象者に係る推薦書
9. その他市長が必要と認める書類

※8「起業家支援事業対象者に係る推薦書」は、起業相談・経営指導等を受けた市内の商工団体（商工会議所・商工会）に記入してもらってください。

★申請手続き等で不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

	機関名	所在地	電話番号
問 い 合 わ せ	深谷商工会議所	深谷市本住町 17-3	048-571-2145
	ふかや市商工会（本所）	深谷市永田 1420	048-584-2325
	ふかや市商工会（北部支所）	深谷市岡 2392	048-585-3750
	深谷市役所 商工振興課	深谷市仲町 1 1 - 1	048-577-3409